

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和7年 6月 2日（諮問第140号）

答申日：令和7年12月22日（答申第101号）

事件名：戦没者名簿等の部分公開決定処分に対する審査請求に関する件

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、「旧秋田市の死没者名簿（県公文書館公開時の資料番号 930304-30430）の表紙と、戦没者の死亡日、所属部隊、氏名、本籍などが記載された最初のページ及び秋田市の死没者原簿（県公文書館公開時の資料番号 930304-30451）の表紙と、戦没者の死亡日、所属部隊、氏名、本籍などが記載された最初のページ」（以下「本件対象文書」という。）について行った令和7年2月25日付け行政文書部分公開変更決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和6年12月9日、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の当初決定

実施機関は、令和6年12月18日、本件公開請求に対し、条例第10条第1項の規定に基づき、行政文書部分公開決定処分（以下「当初決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 実施機関の変更決定

実施機関は、令和7年2月25日、公開しない理由の根拠規定を「秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例第6条第1項第1号に該当」に変更する決定処分（変更決定・本件処分）を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、令和7年3月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

審査庁は、令和7年6月2日、条例第15条第1項の規定に基づき、本件審査請求について、秋田県情報公開審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分において公開しないこととした部分のうち、「戦没者の氏名」については非公開を取り消すとの裁決を求める、というものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求人から提出された審査請求書、反論書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書における主張

ア 審査請求人は、令和6年12月9日付けで、旧秋田市の戦没者の情報が記載された「死没者名簿」と「死没者原簿」について情報公開請求を行ったところ、実施機関より当初決定を受けた。

イ 実施機関は、戦没者の氏名を公開しない理由を、秋田県公文書公開条例の一部を改正する条例（平成10年秋田県条例第38号）による改正前の秋田県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項第1号に該当し、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されているため」としている。

ウ しかしながら、戦没者の氏名は官報等に記載されている。戦没者叙勲がその主なもので、「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」（昭和24年6月1日、総理府令・大蔵省令第1号）では、官報の掲載事項に「叙任」と明記している（第1条）。昭和39年の「官報の改革について」の一部改正について（案、事務次官等会議申合せ）の別紙（1）「官報人事関係の掲載要領及び取扱いについて」では「『叙位・叙勲』欄には、叙位、叙勲の全部を載せること」と明記されている。

戦没者叙勲は、日中戦争以降の戦没者を対象としている。昭和55年2月に発行された「あきたの福祉」（秋田県民生部）によると、満州事変からノモンハン事件までの戦没者は約3800人、太平洋戦争の戦

没者は約3万1600人。県遺族連合会は満州事変の死者を141人としており、日中戦争以降の死者は約3万5300人と推定できる。

「あきたの福祉」では、昭和53年度末時点の戦没者叙位叙勲伝達の累計処理件数が3万881件となっている。一方、昭和54年4月以降の官報には、確認できるだけで秋田県関係274人の戦没者叙位叙勲受章者氏名が掲載されている。合計すると3万1155人となり、日中戦争以降の死者の約9割が叙位叙勲を受け、氏名も官報上で公表されていたと強く推認される。

よって、戦没者の氏名は法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧できるものだと言え、公開しないことは旧条例第6条に違反する。

エ 名簿に記された一人一人の戦没者の氏名はその人が生きた証である。戦没者の本籍や遺族の氏名、住所を非公開とすることは理解できるが、終戦から80年を迎えて当時を知る人が少なくなる中、戦争で亡くなった人の記憶は、地域でも、最も身近な家族内でも世代が変わるにつれて薄れゆく現状にある。戦没者の氏名から戦没者の子や甥姪、さらにその子世代が識別できるとは考えにくい。

名簿は戦争による犠牲を記録した重要な文書であり、県民が共有すべき財産であるといえる。非公開範囲は必要最小限とするべきである。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○に対して、遺族や戦争体験世代などから公開を望む旨の○○が複数寄せられている。

また、名簿は秋田県出身者の戦争による犠牲を俯瞰するための貴重な一次資料でもあり、歴史的価値は高い。死亡年月日別、死亡場所別などの分析は、歴史を学び戦争について考える手掛かりとなり、専門家の関心も高い。名簿によっては記載されている人の重複があるため、分析を進めるためには氏名を基に分類していく必要がある。

以上のことから、氏名の公開は公益上特に必要であり、条例第7条に基づき戦没者の氏名は公開されるべきである。

オ 戦没者の名簿については、厚生労働省が所管してきた旧海軍の軍人軍属の名簿もある。厚生労働省は、貴重な歴史資料として研究者等が利用できるようにしていくとともに、後代に確実に引き継ぐことが必要として、電子化した上で国立公文書館への移管を進めている。移管先の国立公文書館では原則として死亡者の氏名が公開されている。秋田県でも同様の対応は可能と考える。本件処分により、審査請求人は知る権利を侵害されている。

また、処分庁では、戦没者名簿等が貴重な資料であり、公益性もあることに鑑み、所属部隊、階級及び死亡日の記録部分については、これらの情報のみでは個人が特定されない情報と考えられることから従前から公開している。この上、「戦没者の氏名」の記録部分も加えて公開し、すでに公開対象としている個人に関する情報と戦没者氏名が一体となれば、特定の個人が識別できる情報となる。よって、「戦没者の氏名」を公開することに止まらないプライバシーを公開することとなることから、不適切と考える。

なお、厚生労働省が国立公文書館へ戦没者等援護関係資料の移管を進めていることに伴い、一部の「戦没者の氏名」が確認できる状態にあるとしても、同省は、現在でも旧陸軍から引き継がれた資料の写し等については、個人情報のため、プライバシー保護の観点から、遺族に限って提供している。

上記のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

2 意見陳述における説明について

- (1) 本件対象文書は、恩給や各種給付金等の援護業務、軍歴証明といった行政サービスに日常的に利用している現用文書という位置付けであり、その内容が公開制限の必要のある個人情報に該当するため非公開とした。
- (2) 戦没者叙勲は戦死した方だけの叙勲ではなく、戦病死や帰還後に亡くなった方、準軍属、民間人だが一時的に軍に従い不幸にも亡くなった人も対象になり得る。帰還した時点では生きていたが、その後亡くなった方等も含まれるため、戦没者叙勲の名簿と戦没者名簿はリンクしない。戦没者叙勲は遺族からの申請によるものであるため、現在も増えて続けている。
- (3) 厚生労働省や実施機関では希望する遺族には、戦没者氏名等の情報を公開している。

第5 調査審議の経過

- 1 令和 7年 6月 2日 諮問の受付
- 2 同 年 6月25日 審議
- 3 同 年 8月 1日 実施機関による意見陳述
- 4 同 年 9月 1日 審議
- 5 同 年10月 8日 審議

6 同 年 1 1 月 6 日 審議

第 6 審査会の判断の理由

1 本件処分及び審査請求の概要について

実施機関は、本件処分において、本件公開請求に係る行政文書を本件対象文書と特定し、「戦没者の氏名、生年月日、現住所、本籍地並びに遺族名及び続柄」について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものが記録されているため旧条例第 6 条第 1 項第 1 号本文に該当するとして非公開としたものである。

これに対し、審査請求人は、戦没者の氏名は戦没者叙勲等で官報上に掲載されていることから、法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧できるものだと言え、公開しないことは旧条例第 6 条に違反するものであり、また、氏名の公開は公益上特に必要であることから、「戦没者の氏名」は公開されるべきである旨主張している。

当審査会では、当該非公開部分が旧条例第 6 条第 1 項第 1 号の非公開情報に該当することを理由として実施機関が行った本件処分の妥当性について検討する。

2 旧条例第 6 条第 1 項第 1 号の非公開情報の該当性について

(1) 旧条例第 6 条第 1 項第 1 号は、プライバシー保護の観点から個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものを原則非公開とする旨を定めたものであるが、一方で、同号ただし書きでは、(一)「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」、(二)「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」、(三)「法令又は条例の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要と認められるもの」のいずれかに該当する場合は例外として公開することとし、個人に関する情報であっても明らかにプライバシーの侵害にならないものや、公益上公開の必要があるものについては、公開を認めることとして、「原則公開」と「プライバシー保護」の調整を図っているものである。

なお、同号の「個人」には、生存する個人はもとより死亡した個人も含まれるものである。

本件処分において実施機関が非公開とした情報は、「戦没者の氏名、生年月日、現住所、本籍地並びに遺族名及び続柄」であるところ、戦没者の

氏名をはじめ、当該情報は個人に関するものであって特定の個人が識別され、又は識別され得るものに当たる。

(2) そこで、本件対象文書の「死没者名簿」及び「死没者原簿」（以下「戦没者名簿等」という。）に記録され、審査請求人が公開を求めている戦没者の氏名について、戦没者叙勲等の氏名が官報に記録されていることをもって、旧条例第6条第1項第1号ただし書き（一）「法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができるもの」に該当するかについて検討する。

審査請求人が主張するとおり、戦没者叙勲等の氏名は、法令（官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）、同法施行前は「官報及び法令全書に関する内閣府令」（昭和24年総理府・大蔵省令第1号。制定時の題名「官報、法令全書、職員録等の発行に関する命令」））に基づき官報に掲載されているものである。

しかしながら、官報に掲載されている叙位叙勲に関する情報と戦没者名簿等に記録されている情報は、それぞれ別々に収集された情報を基に作成されたもので、一方の情報がもう一方に基づいて作成されたなどの関係にはないことを考慮すると、両者の情報は同一のものとはいえず、実施機関が主張するとおり、戦没者の氏名が必ず官報に掲載されているとは限らない。また、両者に記録された個々の情報が確実に同一のものであることの照合も著しく困難なものであるといわざるを得ない。

したがって、戦没者叙勲等の氏名が官報上に掲載されていることをもって、戦没者の氏名が法令又は条例の定めるところにより何人でも閲覧することができる情報であるとは認められないから、戦没者名簿等に記録されている戦没者の氏名が同号ただし書き（一）に該当するということとはできない。

3 裁量的公開の必要性について

審査請求人は、戦没者の氏名の公開は公益上特に必要である旨主張するところ、旧条例第6条第1項各号に規定する非公開情報に該当する場合であっても、公開することについて非公開により保護される利益に優越する公益が認められるときがあり得るから、このようなときには実施機関の裁量により公開することは可能であると解される。そして、個人に関する情報についても裁量的公開を認める余地はあると解されるところではあるが、非公開により保護される利益と公開によりもたらされる公益との比較衡量にあたっては、個人のプライバシーや人格的利益を侵害することのないよ

う特に慎重に判断されなければならないものと解すべきである。本件の戦没者の氏名を公開することについても、かかる観点から検討する。

この点、確かに、審査請求人が主張するように、戦没者の氏名を明らかにすることには一定の社会的、歴史的意義があると考えられるところである。

しかしながら、公開した戦没者の氏名と既に公開されている所属部隊、階級、死亡日等の情報を組み合わせることによって、戦没者の個人に関する情報が一層明らかになることはもちろん、遺族等のプライバシーを侵害するおそれがないとはいえない。

また、戦没者名簿等に記録されている戦没者氏名等の情報の公開を望まない遺族等の存在も看過することはできない。

したがって、戦没者名簿等に記録されている戦没者の氏名の公開にあたっては、個人のプライバシーや人格的利益が十分に保護されるよう配慮する必要がある、このことに優越する公益上の必要性が認められるとはいえないから、これを非公開とすることが違法又は不当とは認められない。

4 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

審査請求人のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

なお、本件処分の妥当性の判断に影響を及ぼすものではないが、本事案に係る経緯において、本件対象文書をはじめとする軍歴関係文書について、事務担当課と県公文書館との間で文書の保管、公開の取扱いに関して認識の齟齬があり、本件公開請求の直前にも保管されていた軍歴関係文書が県公文書館で公開されていたことが明らかになった。今後も軍歴関係文書を現用文書として管理していく以上は、該当する文書の公文書としての適切な管理について特に配慮されたい。

第7 答申に関与した委員

区分	氏名	職名
	赤坂 薫	弁護士
	阿部 千鶴子	司法書士
	池村 好道	秋田大学名誉教授・白鷗大学名誉教授
会長	柴田 一宏	弁護士
会長代理	三浦 清	弁護士